

## 土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金交付規則（平成22年3月30日規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱は、土佐清水市内にあるブロック塀等対策推進事業（以下「対策事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、地震発生時のブロック塀の倒壊等による被害を軽減することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 地震による倒壊の際に一般国道、県道、市道、地区が指定する避難路を閉塞するおそれのあるブロック塀の所有者であること。ただし、ブロック塀の所有者と親子関係にある者等市長がやむを得ないものとして認めた者はこの限りでない。
- (2) 市税等及び県税を滞納していない者であること。

### (補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、補助対象者が行う対策事業で、別表第1に定める要件を満たすもの（以下「補助事業」という。）とする。

- 2 補助対象者が行う補助事業のうち、安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。

### (補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象となる経費及び補助金額は別表第1に定めるとおりとする。

### (補助金交付申請及び代理受領予定報告書兼宣誓書)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

ア 位置図、配置図、平面図等

イ 対策事業費見積書（内訳が記載されているものに限る。）

ウ 別表第2又は別表第3（耐震診断義務付け対象建築物については建築士法に規定する建築士が点検を実施したのものに限る）

- 2 補助対象者が補助金の交付の請求及び受領を工事の請負業者に委任する場合（以下「代理受領」という。）は、代理受領予定報告書兼宣誓書（様式第2号）を市長

に提出しなければならない。

- 3 補助対象者が補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。
- 4 市長は、第1項の申請書を受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、補助対象者はこの現地調査等に協力しなければならない。
- 5 申請は、1敷地につき1回限りとする。

#### （補助金交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付決定通知書（第3号様式）により補助対象者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

#### （補助事業の内容の変更等）

- 第8条 補助事業の内容を変更する場合等は、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金変更申請書（第4号様式）を市長に提出するものとする。ただし、事業費の30パーセント以内の増減であって、かつ補助金額に変更を及ぼさない軽微な変更は、この限りではない。
- 2 補助事業変更の承認については、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金変更決定通知書（第5号様式）により補助対象者に通知するものとする。

#### （実績報告）

第9条 補助対象者が補助事業を完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する3月15日のいずれか早い日までに、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- ア 位置図、配置図、平面図等
- イ 写真（対策事業の内容が確認できるもの）
- ウ 領収書等（写し）ただし、代理受領を利用する場合は工事費内訳書

#### （補助金の確定及び交付）

- 第10条 補助金の確定に係る通知は、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金確定通知書（第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。
- 2 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときには、土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。
  - 3 第6条第2項の代理受領を利用する場合は、代理請求及び代理受領委任状（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
    - （1）工事費から補助金額を差し引いた金額の領収書（写し）

#### （書類の保管）

第11条 補助対象者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

